

議案第11号 小松島市自治功労者の表彰及び待遇に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年3月末日をもって市営バス事業が廃止されることに伴い、優待証の贈呈に関する規定を削除するもの。

小松島市自治功労者の表彰及び待遇に関する条例(昭和35年小松島市条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(待遇)</p> <p>第6条 表彰を受けた者に対する待遇は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 別に定める徽章の贈呈</p> <p>(2) 市が行う主要な公式の式典又は行事への招待</p> <p>(3) 市政に関する刊行物の贈呈</p> <p><u>(4)</u> 市営による公営企業及び公営事業の優待証の贈呈</p> <p><u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項</p>	<p>(待遇)</p> <p>第6条 表彰を受けた者に対する待遇は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 別に定める徽章の贈呈</p> <p>(2) 市が行う主要な公式の式典又は行事への招待</p> <p>(3) 市政に関する刊行物の贈呈</p> <p><u>(4)</u> 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項</p>	<p>削除 改正</p>

議案第12号 小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成24年8月に成立した子ども子育て関連3法により、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格施行するため、保健福祉部の分掌事務に「子ども・子育て支援に関する業務」を追加するもの。

小松島市事務分掌組織条例(昭和48年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保健福祉部</p> <p> (ア) 国民健康保険及び国民年金に関する業務</p> <p> (イ) 保健衛生に関する業務</p> <p> (ウ) 社会福祉及び社会保障に関する業務</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保健福祉部</p> <p> (ア) 国民健康保険及び国民年金に関する業務</p> <p> (イ) 保健衛生に関する業務</p> <p> (ウ) 社会福祉及び社会保障に関する業務</p> <p> <u>(エ) 子ども・子育て支援に関する業務</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>追加</p>

議案第13号 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成26年の人事院勧告による「給与制度の総合的見直し」による給料月額の見直し(平成27年4月以降)に伴い、退職手当の支給水準について、調整額の改定を行うもの。

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>2 <u>一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当は</u>、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程</p>	<p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>2 <u>次条及び第6条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)</u>並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程</p>	<p>改正</p>

度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ

度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に

改正

改正

て当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 54,150円
- (2) 第2号区分 50,000円
- (3) 第3号区分 45,850円
- (4) 第4号区分 41,700円
- (5) 第5号区分 33,350円
- (6) 第6号区分 25,000円
- (7) 第7号区分 20,850円
- (8) 第8号区分 16,700円
- (9) 第9号区分 零

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円
- (4) 第4号区分 54,150円
- (5) 第5号区分 43,350円
- (6) 第6号区分 32,500円
- (7) 第7号区分 27,100円
- (8) 第8号区分 21,700円
- (9) 第9号区分 零

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

改正
改正
改正
改正
改正
改正
改正
改正

削除

- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 (略)

2 前項の「基本給月額」とは、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

2～8 (略)

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 (略)

2 前項の「基本給月額」とは、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて市長が定める額とする。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

2～8 (略)

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集

改正
改正

改正

改正
改正

改正

改正

の期間中いつでも応募し、募集実施要項に記載した応募の取下げにかかる期間の末日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 (略)

11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

の期間中いつでも応募し、募集実施要項に記載した応募の取下げにかかる期間の末日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 (略)

11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

挿入

改正

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3)・(4) (略)

12～14 (略)

15 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1)・(2) (略)

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき(前2号に掲げるときを除く。)

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) (略)

16 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3)・(4) (略)

12～14 (略)

15 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1)・(2) (略)

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき(前2号に掲げるときを除く。)

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) (略)

16 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

削除

改正

削除

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込

改正

みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合計した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」とする。

5～17 (略)

(退職手当からの控除)

第19条 地方公務員法第25条2項の規定により、次の各号に掲げるものについては、退職手当を支給する際、当該退職した者に係る退職手当からその相当額を控除することができる。

(1)～(4) (略)

みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～17 (略)

(退職手当からの控除)

第19条 地方公務員法第25条第2項の規定により、次の各号に掲げるものについては、退職手当を支給する際、当該退職した者に係る退職手当からその相当額を控除することができる。

(1)～(4) (略)

改正

議案第14号 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年4月から消防業務において水難救助隊が発足することに伴い、潜水作業に従事する職員について特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成11年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 深夜勤務(通信業務，立哨業務，監視業務，<u>監督業務及び救急業務</u>)に従事する消防職員の特殊勤務手当</p> <p>(特殊勤務手当の範囲)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 深夜勤務(通信業務，立哨業務，監視業務<u>及び監督業務</u>)に従事する消防職員の特殊勤務手当</p> <p>(特殊勤務手当の範囲)</p>	改正
<p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 深夜勤務(通信業務，立哨業務，監視業務，<u>監督業務及び救急業務</u>)に従事する消防職員の特殊勤務手当は，消防職員のうち交替制勤務をしている者が通信業務，立哨業務，監視業務，<u>監督業務及び救急業務</u>の深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時まで</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 深夜勤務(通信業務，立哨業務，監視業務<u>及び監督業務</u>)に従事する消防職員の特殊勤務手当は，消防職員のうち交替制勤務をしている者が通信業務，立哨業務，監視業務<u>及び監督業務</u>の深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に従事し</p>	改正 改正

の間をいう。)に従事したときに支給する。

別表(第4条関係)

職員の特殊勤務手当表

特殊勤務手当の種類	単位	手当額
1～3 (略)		
4 水火震災その他非常事態に対応する職員、救急業務に従事する職員の特殊勤務手当	時間内勤務1回ただし、消防職員等で深夜勤務時間内に出勤の場合	150円
	5時間未満	170円
	5時間以上	250円
	時間外勤務1回	
	3時間未満	200円
	3時間以上5時間未満	400円
	5時間以上10時間未満	800円
	10時間以上	1,000円
		ただし、救急救命士の資格を有する消防職員等が救急業務に従事した場合には、勤務1回につ

たときに支給する。

別表(第4条関係)

職員の特殊勤務手当表

特殊勤務手当の種類	単位	手当額
1～3 (略)		
4 水火震災その他非常事態に対応する職員、救急業務に従事する職員の特殊勤務手当	時間内勤務1回ただし、消防職員等で深夜勤務時間内に出勤の場合	150円
	5時間未満	170円
	5時間以上	250円
	時間外勤務1回	
	3時間未満	200円
	3時間以上5時間未満	400円
	5時間以上10時間未満	800円
	10時間以上	1,000円
		ただし、救急救命士の資格を有する消防職員等が救急業務に従事した場合には、勤務1回につ

		き50円をこの部に掲げる金額に加算する。			き50円を、潜水士の資格を有する消防職員等が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときは、当該作業に従事した時間1時間につき310円(特に困難な作業で心身に著しい負担を与えること市長が認めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)をこの部に掲げる金額に加算する。	挿入
5～9 (略)			5～9 (略)			
10 深夜勤務(通信業務、立哨業務、監視業務、監督業務及び救急業務)に従事する消防職員の特種勤務手当	勤務1回 ただし、深夜における勤務が2時間未満の場合	200円 140円	10 深夜勤務(通信業務、立哨業務、監視業務及び監督業務)に従事する消防職員の特種勤務手当	勤務1回 ただし、深夜における勤務が2時間未満の場合	200円 140円	
備考 (略)			備考 (略)			

議案第15号 小松島市職員定数条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

現在の条例定数は496人であるが、定員適正化計画の推進等により、実職員数との乖離が生じていること、平成27年度以降の増減要因（①運輸事業が廃止になること、②水難救助隊の発足を受け消防隊員を増員すること、③新たな定員適正化計画の推進、など）により、条例定数を見直すとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市職員定数条例(平成17年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、本市に常時勤務する一般職の職員(教育長及び臨時職員を除く。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>326人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 6人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 1人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>77人</u></p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 公平委員会の事務部局の職員 2人(兼任)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、本市に常時勤務する一般職の職員(臨時職員を除く。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>295人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 6人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 1人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>65人</u></p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 公平委員会の事務部局の職員 2人(兼任)</p>	<p>削除</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

<p>(8) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 5人(兼任)</p> <p>(9) 消防職員 <u>36</u>人</p> <p>(10) 公営企業の事務部局の職員 <u>45</u>人</p> <p>計 <u>496</u>人(兼任を除く。)</p> <p>2 <u>休職中</u>の職員は、前項の定数外とする。</p>	<p>(8) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 5人(兼任)</p> <p>(9) 消防職員 <u>41</u>人</p> <p>(10) 公営企業の事務部局の職員 <u>22</u>人</p> <p>計 <u>435</u>人(兼任を除く。)</p> <p>2 <u>休職中及び併任</u>の職員は、前項の定数外とする。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>挿入</p>
--	--	---

議案第16号 小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、現行の「小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例」を廃止し、本条例に新「教育長」の規定を加えるほか、市長の給料について、平成27年4月から平成28年3月までの間、10%の減額支給を実施するもの。

小松島市長及び副市長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>○<u>小松島市長及び副市長の給与条例</u></p> <p>昭和50年12月25日 条例第41号</p> <p>第1条 <u>市長及び副市長</u>に支給する給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>第2条 <u>市長及び副市長</u>の給料は、別表の定めるところによる。</p> <p>附 則 1～19 （略）</p> <p>20 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とす</p>	<p>○<u>小松島市長、副市長及び教育長の給与条例</u></p> <p>昭和50年12月25日 条例第41号</p> <p>第1条 <u>市長、副市長及び教育長</u>に支給する給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>第2条 <u>市長、副市長及び教育長</u>の給料は、別表の定めるところによる。</p> <p>附 則 1～19 （略）</p> <p>20 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とす</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

る。

別表(第2条関係)

区分	給料月額
市長	880,000円
副市長	703,000円

る。

21 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

別表(第2条関係)

区分	給料月額
市長	880,000円
副市長	703,000円
教育長	661,000円

追加

追加

議案第 17 号 小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、現行の「小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例」を廃止するもの。

《廃止する条例》

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例

昭和 27 年 11 月 28 日

条例第 30 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 16 条第 2 項の規定により置かれる小松島市教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第 2 条 教育長に支給する給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

2 教育長の給料は、別表の定めるところによる。

第 3 条 教育長の旅費額は、小松島市職員の旅費に関する条例(平成 2 年小松島市条例第 4 号)に定める副市長の旅費額に相当する額とする。

第 4 条 前 2 条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和 32 年小松島市条例第 20 号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、職員給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

※以下略

議案第18号 小松島市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

《制定の趣旨》

特別職である新「教育長」については、一般職の職員の職務専念義務の根拠法である地方公務員法ではなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定が適用されるため、新たに条例を制定するもの。

小松島市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が特に定める場合
- (委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

議案第19号 小松島市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

《制定の趣旨》

特別職である新「教育長」について、具体的な勤務時間を定める必要があるため、新たに条例を制定するもの。

小松島市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しない。

議案第20号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長と教育委員長が一本化され、新「教育長」となることに伴い、教育委員長の報酬を削除するもの。ただし、現教育長の任期内については、経過措置を設けることとする。

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小松島市条例第36号)新旧対照表

現行				改正後（案）				備考
(補則) 第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、 <u>小松島市職員の給与に関する条例</u> の規定を準用する。				(補則) 第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、 <u>小松島市職員の給与に関する条例及び小松島市職員の旅費に関する条例</u> の規定を準用する。				挿入
別表(第1条関係)				別表(第1条関係)				改正
種別	職名	報酬		種別	職名	報酬		
		区分	金額			区分	金額(円)	
教育委員会	委員長	月額	円	教育委員会	委員	月額	42,000	
		57,000						
	委員	〃	42,000					
(略)				(略)				

議案第21号 小松島市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、総合教育会議が設置されることから、関係者等に対し実費弁償が行えるよう、所要の改正を行うもの。

小松島市証人等に対する実費弁償に関する条例(昭和54年小松島市条例第26号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、<u>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項</u>及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項の規定に基づき、市議会、<u>市選挙管理委員会</u>及び公聴会等に出頭し、又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、<u>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項</u>、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第5項</u>及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項の規定に基づき、市議会、<u>市選挙管理委員会</u>、<u>総合教育会議</u>及び公聴会等に出頭し、又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>挿入</p> <p>挿入</p>

議案第22号 小松島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の伴い、新「教育長」の旅費に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うもの。

小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p>	挿入
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は<u>赴任</u>した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は<u>赴任のために旅行</u>した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>	改正 改正

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費の調整)

第27条 一般職の職員が市長、副市長若しくは市議会の議員(以下この項において「特別職」という。)に同行し、かつ、その行動をともにしなければならない出張のための旅行に係る宿泊料については、特別職に相当する額の宿泊料を支給するものとする。

別表(第16条～第20条関係)

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費の調整)

第27条 一般職の職員が市長、副市長、教育長又は市議会の議員(以下この項において「特別職」という。)に同行し、かつ、その行動をともにしなければならない出張のための旅行に係る宿泊料については、特別職に相当する額の宿泊料を支給するものとする。

別表(第16条～第20条関係)

削除

削除

改正

改正

1 日当, 宿泊料及び食卓料

区分	日当	宿泊料(1夜につき)		食卓料
	(1日につき)	県外	県内	(1夜につき)
市長, 副市長	2,200円	13,100円	8,700円	2,200円
(略)				

2 移転料

区分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル	鉄道10 キロメ ートル 以上30 0キロメ ートル 未満	鉄道30 キロメ ートル 以上50 0キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上1,0 0キロ メートル 未満	鉄道1,0 00キロ メートル 以上 1,500キ ロメー ートル未 満	鉄道1,5 00キロ メートル 以上 2,000キ ロメー ートル未 満	鉄道2,0 00キロ メートル 以上
市長, 副市長	円	円	円	円	円	円	円	円
市長	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
(略)								

1 日当, 宿泊料及び食卓料

区分	日当	宿泊料(1夜につき)		食卓料
	(1日につき)	県外	県内	(1夜につき)
市長, 副市長 及び教育長	2,200円	13,100円	8,700円	2,200円
(略)				

2 移転料

区分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル	鉄道10 キロメ ートル 以上30 0キロメ ートル 未満	鉄道30 キロメ ートル 以上50 0キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上1,0 00キロ メートル 未満	鉄道1,0 00キロ メートル 以上 1,500キ ロメー ートル未 満	鉄道1,5 00キロ メートル 以上 2,000キ ロメー ートル未 満	鉄道2,0 00キロ メートル 以上
市長, 副市長 及び教育長	円	円	円	円	円	円	円	円
市長 及び教育長	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
(略)								

改正

改正

議案第23号 小松島市債権管理条例の制定について

《制定の趣旨》

市税等の滞納処分が可能な強制徴収公債権と異なり、民事訴訟の手続きによる回収しかできない非強制徴収債権の管理について、督促や強制執行等、債権管理における統一的な手続きを定めるもの。

また、債務者の同意に基づく個人情報の利用等の規定を設け、債務者の財産状況等を適切に把握し、債権回収に活用する一方、真にやむを得ない場合には債権を放棄できる規定を設け、債権の適正な管理体制の確立をはかる。

小松島市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、小松島市（以下「市」という。）の非強制徴収債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の非強制徴収債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 非強制徴収債権 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項又は他の法律の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権以外の債権をいう。

(2) 私債権 前号のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

2 この条例において「非強制徴収債権の管理に関する事務」とは、市の非強制徴収債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(他の条例との関係)

第3条 市の非強制徴収債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（市長及び水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、市の非強制徴収債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の非強制徴収債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、市長が別に定める。

(督促)

第6条 市長は、市の非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(財産調査等の同意)

第7条 市長は、市の非強制徴収債権についてあらかじめ債務者の同意がある場合においては、市が保有する当該債務者の市税及び公課に関する賦課徴収に係る情報を当該非強制徴収債権の管理に関する事務に使用することができる。

(強制執行等)

第8条 市長は、市の非強制徴収債権について、第6条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている市の非強制徴収債権（保証人の保証がある市の非強制徴収債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある市の非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない市の非強制徴収債権（第1号に該当する市の非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第9条 市長は、市の非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 市長は、市の非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 市長は、市の非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
 - (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
 - (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
- (履行延期の特約等)

第12条 市長は、市の非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る市の非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第13条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした市の非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る市の非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基

づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第14条 市長は、市の非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(3) 私債権について消滅時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

(4) 第8条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

(5) 第11条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第24号 小松島市消防団条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

消防団員の処遇を改善し、消防団の活動の充実強化をはかるため、出動の費用弁償及び報酬額について引き上げを行うもの。

小松島市消防団条例（昭和30年小松島市条例第1号）新旧対象表

現行				改正後（案）			
第16条 団員には、別表第2による報酬及び費用弁償を支給する。 別表第2(第16条関係) 消防団員給与表				第16条 団員には、別表第2による報酬及び費用弁償を支給する。 別表第2(第16条関係) 消防団員給与表			
区分	支給単位	金額	備考	区分	支給単位	金額	備考
出動の費用弁償	1回	<u>1,500円</u>	災害現場で業務に従事した者に支給する。	出動の費用弁償	1回	<u>2,500円</u>	災害現場で業務に従事した者に支給する。
警戒の費用弁償	1回	1,200円	災害予防のため出動を命ぜられ警戒業務に従事した者に支給する。	警戒の費用弁償	1回	1,200円	災害予防のため出動を命ぜられ警戒業務に従事した者に支給する。
訓練等の費用弁償	1回	1,200円	消防長の指揮により訓練及び研修に従事した者に支給する。	訓練等の費用弁償	1回	1,200円	消防長の指揮により訓練及び研修に従事した者に支給する。
公務旅行における費用弁償	小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)別表その他の職員の額			公務旅行における費用弁償	小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)別表その他の職員の額		
報酬(年額)	団長	<u>72,000円</u>		報酬(年額)	団長	<u>75,000円</u>	
	副団長	<u>55,000円</u>			副団長	<u>60,000円</u>	
	分団長	<u>36,000円</u>			分団長	<u>42,000円</u>	
	副分団長	<u>26,000円</u>			副分団長	<u>30,000円</u>	
	部長	<u>18,600円</u>			部長	<u>24,000円</u>	
	班長	<u>16,200円</u>			班長	<u>21,000円</u>	
	その他の消防分団員	<u>9,000円</u>			その他の消防分団員	<u>15,000円</u>	

議案第25号 小松島市公営企業組織条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成27年3月末日をもって市営バス事業が廃止されることに伴い、水道事業のみを対象とする内容に改正するもの。

小松島市公営企業組織条例(昭和54年小松島市条例第21号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(管理者)</p> <p>第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</p> <p>第7条ただし書の規定に基づき、<u>自動車運送事業(以下「運輸事業」という。)</u>及び水道事業を通じて管理者を置かないものとし、法第8条第2項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務は、市長が行う。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</p> <p>第7条ただし書の規定に基づき、<u>水道事業に</u>管理者を置かないものとし、法第8条第2項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務は、市長が行う。</p>	改正
<p>(組織)</p> <p>第2条 <u>法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、次の部を置く。</u></p> <p>(1) <u>運輸部 運輸事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水道部 水道事業に関すること。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 <u>法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。</u></p>	改正

議案第26号 小松島市営乗合自動車使用条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

平成27年3月末日をもって市営バス事業が廃止されることに伴い、関係する条例を廃止するもの。

《廃止する条例》

小松島市営乗合自動車使用条例

昭和25年2月28日

条例第141号

第1条 小松島市営乗合自動車に乗車する者に対しては、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。

第2条 乗合自動車の旅客運賃の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 旅客運賃の種類及び額

旅客運賃の種類		額			
		大人		小児	
普通旅客運賃		片道普通旅客運賃は1区間の最低運賃を130円以内とし、1区間増すごとに70円以内において市長が定める額を加算して得た額とする。			大人運賃の半額
定期旅客運賃	区分	1箇月	3箇月	6箇月	大人運賃の半額
	通勤	片道普通旅客運賃を60倍して得た額の3.5割引	1箇月定期旅客運賃を3倍して得た額の5割引	1箇月定期旅客運賃を6倍して得た額の1割引	
	通学	片道普通旅客運賃を60倍して得た	1箇月定期旅客運賃を3倍して得た額の	1箇月定期旅客運賃を6倍して得た額	

		額の4.5割引	5割引	の1割引	
	通勤通学	乗降区間の通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃の合算額を全区間往復乗車となる場合は2分の1, その他の場合は4分の1の額とする。			
	無記名	片道普通旅客運賃を60倍して得た額の2割引			
回数旅客運賃		<p>1 普通回数乗車券の運賃額は、11券片の額を10券片の額とする。</p> <p>2 昼間割引回数乗車券の運賃額は、25券片の額を20券片の額とする。</p> <p>3 特定回数乗車券の運賃額は、14券片の額を10券片の額とする。</p>			
団体旅客運賃	普通	普通旅客運賃額の1割引			
	学生	普通旅客運賃額の2割引			
旅客運賃の割引	身体障害者割引, 知的障害者割引及び児童福祉法の適用を受ける者に対する割引	普通旅客運賃の5割引 定期旅客運賃(大人)の3割引			
	特殊割引	市長が別に定める。			
備考	<p>1 この表中「大人」とは中学生以上の者をいい、「小児」とは小学生以下の者をいう。</p> <p>2 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円</p>				

	<p>単位に切り上げる。</p> <p>3 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。</p>
--	--

(2) 旅客運賃の調整

他の交通機関が均一制運賃で運行する区間を運行する路線に係る運賃は、当該他の交通機関の運賃を考慮し、必要な調整をして市長が定めることができる。

(3) 普通旅客運賃表

普通旅客運賃の路線別運賃区間及び対キロ区間運賃は、市長が定める。

第3条 貸切自動車の使用料は、運輸大臣の認可の範囲内において市長が定める。

第4条及び第5条 削除

第6条 乗車している者は、何時でも係員の請求がある時は、乗車券の査閲を拒むことはできない。

第7条 市長は、事業上の必要又は特別の事由ある者に対し無料乗車券を発行することができる。

第8条 使用料を変更した時は、旧乗車券はその変更の日から起算して30日以内にこれを使用し、又は60日以内に新乗車券と引換えを請求することができる。ただし、使用料増額の場合は、その差額を支払わなければならない。

2 前項の期間に引換をしない旧乗車券は、無効とする。

第9条 記名乗車券は、譲渡したり、又は他人をして使用させることができない。もし、これに違反した場合は、その乗車券は、無効とし、これを没収し、割増運賃を徴収する。

第10条 有効の乗車券を所持せず、又は乗車券査閲を拒み、若しくは乗車券の取集めの際これを渡さない者に対しては、相当の使用料を支払わせる。

第11条 この条例施行について必要な事項は、市長が定める。

※附則以下略

議案第27号 小松島市運輸事業の設置等に関する条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

平成27年3月末日をもって市営バス事業が廃止されることに伴い、関係する条例を廃止するもの。

《廃止する条例》

小松島市運輸事業の設置等に関する条例

昭和41年12月21日

条例第30号

(運輸事業の設置)

第1条 小松島市及び小松島市周辺における交通機関を整備するため、自動車運送事業(以下「運輸事業」という。)を置く。

(経営の基本)

第2条 運輸事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 運輸事業は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業とする。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業の次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業区域 小松島市及びその周辺
- (2) 運行路線の延長 150キロメートル以内
- (3) 事業用自動車の総数 40両以内

- 4 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の数は、20両以内とする。

第3条 削除

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により予算で定めなければならない運輸事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地

については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により運輸事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額は15万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附金の受領等)

第6条 運輸事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び市がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、あっ旋調停及び仲裁並びに法律上の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る市費充当額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 運輸課長は、運輸事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、運輸事業の経理状況を明らかにするため運輸課長が必要と認めた事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、運輸課長は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

※附則以下略